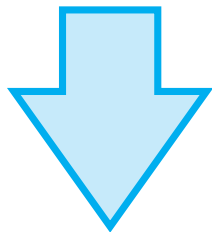


# 手続きの流れ

## 1. 申請書がご自宅に届きます。(6月下旬頃)

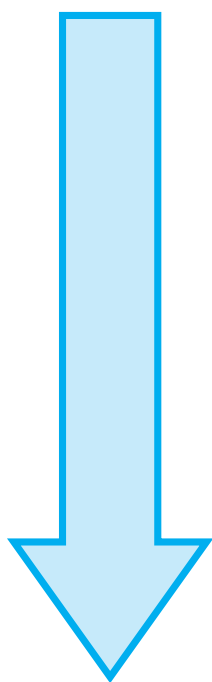


●給付金の支給対象者に該当すると思われる世帯へ、6月下旬頃に申請書類を郵送します。

※支給対象だと思うのに、申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

※子育て世帯臨時特例給付金の対象となる公務員の方は、各職場から申請書が交付されます。

## 2. 申請書を郵送してください。(7月1日～10月1日)



●申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で市役所へ郵送してください。

●【申請受付期間】

7月1日(火)から10月1日(水)まで

※期間を過ぎますと受付できませんのでご注意ください。

●【窓口時間】

午前8時30分～午後5時15分(平日)

※7月5日(土)、7月12日(土)は午前9時～午後5時まで受付します。

●【受付窓口】

・臨時福祉給付金 市役所1階ロビー臨時窓口

・子育て世帯臨時特例給付金 市役所1階⑩番窓口

## 3. 給付金が支給されます。

●申請書に記載した指定口座に入金します。

※特別な事情がある場合は、受付窓口で現金支給します。

### 給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください！

市町村や厚生労働省などが次のような事をお願いすることはありません。

1. A T M (銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機) の操作をお願いする。

2. 給付のために手数料などの振り込みを求める。

また、A T Mを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。このような電話や郵便があった場合は、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。